

ボランティアポイント制度Q & A



Q. 地域福祉サポーター登録の申し込み受付は、どこで行っていますか？

A. 青森市ボランティアセンター（青森市社会福祉協議会内）で申し込みができます。

Q. 活動内容は、どのように決まるのですか？

A. 青森市ボランティアセンターが、ご希望の活動内容や時間帯などを受入団体と調整し、連絡します。（受入団体の都合により、希望の内容に添えないことがあります。）

Q. ボランティアポイントは、どのようにもらうのですか？

A. ボランティア活動が終わると、ボランティア受入団体が「ボランティアポイント手帳」に確認スタンプを押してくれます。1時間の活動で1ポイント（＝1スタンプ）、1日で2ポイントが上限となります。

Q. ボランティアポイントの交換は、どのように行うのですか？

A. ① 青森市ボランティアセンターに交換申請をします。
② 後日、青森市から「交換可否決定通知書」が送付されます。
③ 必要なものを用意し、青森市ボランティアセンターで「商品券」または「AOPASSポイント引換券」と交換します。
（※詳しくは裏面の制度の流れをご覧ください）

Q. ボランティアポイントを、翌年度に貯めておけますか？

A. ボランティアポイントは、翌年度に貯めておくことはできません。

地域福祉サポーターの受入団体を募集！

制度の対象となる地域福祉活動を行っている、地域福祉サポーターの受入団体を募集しています。事前登録が必要となりますので、青森市ボランティアセンターまでご連絡ください。

＝お問い合わせ＝

◆青森市ボランティアセンター
（社会福祉法人 青森市社会福祉協議会）
〒030-0802 青森市本町4丁目1番3号
青森市福祉増進センター（しあわせプラザ）内
電話 017-723-1340 FAX 017-777-0458

◆青森市福祉部福祉政策課
〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号
電話 017-734-5313 FAX 017-734-3013



できることからはじめてみよう！



青森市

ボランティアポイント制度

ボランティア活動に参加してみませんか？

この制度は、ボランティア活動を行ったことのない方々のボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、また、高齢者の方々の社会参加活動を通じた介護予防を目的として実施しています。

制度の対象となる地域福祉活動に参加し、「ボランティアポイント手帳」に確認スタンプを貯めることで、年間で最大5,000円相当の「商品券」または「AOPASSポイント引換券」と交換できます。

お申込み
できるかた

満18歳以上で市内に居住または通勤、もしくは通学しているかた。（高校生は除きます）

ボランティア
活動保険

活動中の万が一のケガや事故などに備え、ボランティア活動保険に加入します。費用負担はありません。

地域福祉
サポーター


この制度は、地域福祉活動を対象としているため、ボランティア参加者のことを「地域福祉サポーター」と呼んでいます。



令和8年4月1日改訂版

地域福祉サポーター活動の流れ

2 青森市ボランティアセンターは、地域福祉サポーター登録者に対し「青森市ボランティアポイント手帳」を交付します。活動の際は、忘れずに携帯しましょう。


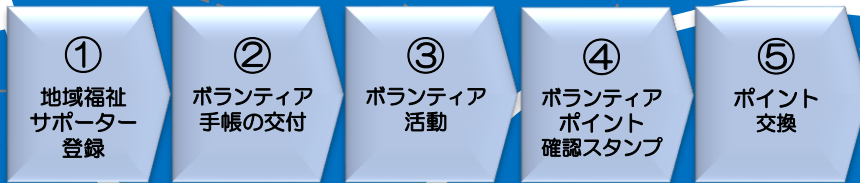


青森市ボランティアセンター
(青森市社会福祉協議会)

1 自分の得意分野や活動可能な分野で支援活動を行う「地域福祉サポーター」の登録をします。お気軽にお申し込みください。

窓口：青森市ボランティアセンター
TEL017-723-1340

地域福祉サポーター
(ボランティア活動者)





3 青森市ボランティアセンターは、ボランティア受入団体と連絡調整を行い、地域福祉サポーターのボランティア活動を支援します。ボランティアの対象事業・活動内容には、高齢者支援・介護予防、障がい者支援、子育て支援、雪対策支援に関するメニューがあります。



ボランティア受入団体
(地区社会福祉協議会、町(内)会、地域包括支援センター等)

4 1時間の活動で1ポイント(1スタンプ)付与されます。1日あたりの上限ポイントは2ポイントです。ボランティア活動終了後に受入団体からボランティアポイント手帳に確認スタンプを押してもらいます。



5 貯まったポイントを交換するためには、青森市ボランティアセンターへの申請が必要です(交換申請期間：令和9年4月1日～4月30日)

【申請手順】

- ボランティアセンターで、ポイントの交換を申請します。(必要なもの：ボランティアポイント手帳)
- 青森市から交換可否決定通知書が届きます。
※市税、介護保険料に滞納がある場合は交換できません。
- ボランティアセンターで「商品券」または「AOPASSポイント引換券」と交換します。(手続きに必要なもの：交換可否決定通知書、印鑑、身分を証明できるもの)

【ポイント数に応じて、以下のいずれかと交換できます】

- 商品券(1,000円分×枚数)
- AOPASSポイント引換券

《ボランティア活動期間・申請期間》

	4/1	3月末日	4/1	4月末日
活動期間	←→			
交換申請期間			←→	

ポイントの交換は申請期間で1回が上限です。


《ポイントと交換相当額》

ポイント数	交換相当額
10ポイントから19ポイントまで	1,000円
20ポイントから29ポイントまで	2,000円
30ポイントから39ポイントまで	3,000円
40ポイントから49ポイントまで	4,000円
50ポイント以上	5,000円


※1ポイント100円相当に換算。
年間50ポイント=5,000円相当を上限とします。
※ボランティア受入団体(地区社会福祉協議会、町(内)会、地域包括支援センター等)が実施する地域福祉活動に対するボランティアがポイントの対象となります。
※個人からの依頼によるボランティア活動は対象外です。

青森市ボランティアポイント制度の対象事業・活動メニュー


高齢者支援・介護予防

- ◆**こころの縁側づくり事業**
高齢者同士や若年者等との交流の場の提供及び運営の補助
 - ◆**ほのほのコミュニティ21推進事業**
「ほのほの交流協力員」として行う高齢者世帯等の訪問見守り活動
 - ◆**ひとり暮らし高齢者給食サービス事業**
高齢者の仲間づくりや生きがいづくりのための給食会や茶話会の運営の補助
 - ◆**認知症カフェ**
認知症の方や家族の交流活動の補助
 - ◆**介護予防普及事業**
介護予防体操の普及活動の補助
 - ◆**あすかプランにおけるゴミ出し支援**
あすかプランにおける見守りを兼ねたごみ出しの支援
 - ◆**チームオレンジによる認知症支援**
「チームオレンジ」として行う認知症の人や家族への支援
- 

障がい者支援

- ◆**障がい者のコミュニケーション支援活動**
町(内)会、地区社会福祉協議会及びボランティアセンターが実施する事業において手話等を用いてコミュニケーションの支援を行う活動
 - ◆**障がい者との交流活動**
町(内)会、地区社会福祉協議会及びボランティアセンターが実施する事業において行う障がい者との交流活動
- ※活動事例
- ・町(内)会が開催する手話講習会の開催支援
 - ・視覚障がい者の方に町(内)会のお知らせを音読で伝える活動
 - ・町(内)会活動として行う花壇づくりや水やりに参加する障がいのある方への補助活動
 - ・青森市ボランティアセンターが派遣する障がい者施設でのボランティア活動
- 

子育て支援

- ◆**親子での遊びの場における支援活動**
町(内)会、地区社会福祉協議会並びに保育所、幼稚園、認定こども園及び地域子育て支援センターが実施する子育てで親子の遊びの場における支援を行う活動
 - ◆**子育てに関する相談対応支援**
町(内)会、地区社会福祉協議会並びに保育所、幼稚園、認定こども園及び地域子育て支援センターが実施する子育てで相談において、子育てに関する不安などの相談対応を行う活動の支援
- 

雪対策支援

- ◆**ひとり暮らし高齢者世帯除雪奉仕活動**
学生や企業と合同で行うひとり暮らし高齢者世帯の除雪
 - ◆**屋根の雪下ろし奉仕活動**
積雪が1mを越えたときに実施する屋根の雪下ろし
 - ◆**福祉の雪対策事業**
高齢者世帯等の開口除雪
 - ◆**冬期歩行者空間確保除雪機貸与と事業**
市から貸与される除雪機等を使用した地域の歩道除雪
 - ◆**冬期児童通学路確保に関わる除雪機貸与と事業**
市教育委員会から貸与される除雪機等を使用した小学校通学路の除雪
 - ◆**冬期歩行者空間確保のための事業**
町(内)会、地区社会福祉協議会が自主的に行う歩行者空間確保のための雪処理
- 